

## 港湾法の一部を改正する法律要綱

### 第一 港湾情報提供施設の港湾施設への追加

案内施設、見学施設その他の港湾の利用に関する情報を提供するため港湾情報提供施設を港湾施設に追加するものとする事。

(第二条関係)

### 第二 公募による占用許可制度の創設

一 港湾管理者は、港湾区域内の水域又は公共空地（以下「港湾区域内水域等」という。）の占用の許可（長期間にわたり使用される施設又は工作物の設置のための占用に限る。）の申請を行うことができる者を公募により決定することが、港湾区域内水域等を占用する者の公平な選定を図るとともに、再生可能エネルギー源の利用その他の公共の利益の増進を図る上で有効であると認められる公募対象施設等について、公募占用指針を定めることができるものとする事。

(第三十七条の三関係)

二 公募対象施設等を設置するため港湾区域内水域等を占用しようとする者は、その公募占用計画が適当である旨の認定を受けるための選定の手続に参加するため、これを港湾管理者に提出することができるものとする事。

(第三十七条の四関係)

三 港湾管理者は、二により提出された公募占用計画が基準を満たしているかどうかを審査し、基準に適合していると認められる公募占用計画について公募占用指針において定める評価の基準に従い評価を行い、学識経験者の意見を聴いた上で、港湾の機能を損なうことなく公共の利益の増進を図る上で最も適切であると認められる公募占用計画を提出した者を占用予定者として選定するものとする。

(第三十七条の五関係)

四 港湾管理者は、占用予定者が提出した公募占用計画について、港湾区域内水域等の区域及び占用の期間を指定して、当該公募占用計画が相当である旨の認定をするものとし、認定を受けた者（以下「認定計画提出者」という。）は、認定を受けた公募占用計画（以下「認定公募占用計画」という。）を変更しようとする場合においては、港湾管理者の認定を受けなければならないものとする。

(第三十七条の六及び第三十七条の七関係)

五 認定計画提出者は、認定公募占用計画に従って公募対象施設等の設置及び維持管理をしなければならないものとし、港湾管理者は、認定公募占用計画に基づき港湾区域内水域等の占用の許可の申請があった場合においては、港湾区域内水域等の占用の許可を与えるものとする。

(第三十七条の八関係)

六 認定計画提出者の一般承継人等は、港湾管理者の承認を受けて、認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位を承継するものとする事。 (第三十七条の九関係)

七 港湾管理者は、認定計画提出者が、公募占用計画に従つて公募対象施設等の設置等をしていない場合には、計画の認定を取り消すことができるものとする事。 (第三十七条の十関係)

八 罰則について所要の規定を設けるものとする事。 (第六十一条、第六十二条及び第六十五条関係)

### 第三 港湾協力団体の指定制度の創設

一 港湾管理者は、二の業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、港湾協力団体として指定することができるものとする事。 (第四十一条の二関係)

二 港湾協力団体は、港湾管理者に協力して港湾情報提供施設その他の港湾施設の整備又は管理を行うこと等の業務を行うものとする事。 (第四十一条の三関係)

三 港湾管理者の港湾協力団体に対する監督等を定めるものとする事。 (第四十一条の四関係)

四 国土交通大臣又は港湾管理者は、港湾協力団体に対し、二の業務の実施に関し必要な情報の提供又は

指導若しくは助言を行うものとする。

(第四十一条の五関係)

五 港湾協力団体が二の業務として行う行為の実施に必要な港湾区域内水域等の占用等の許可については、港湾協力団体と港湾管理者との協議が成立することをもって、許可があつたものとみなすものとする。

(第四十一条の六関係)

#### 第四 特定港湾情報提供施設協定制度の創設

港湾管理者は、港湾の利用に関する情報の効率的かつ効果的な提供を図るため、港湾管理者以外の者が所有する港湾情報提供施設を自ら管理する必要があると認めるときは、協定を締結して、当該港湾情報提供施設の管理を行うことができるものとする。

(第四十五条の四から第四十五条の六まで関係)

#### 第五 無利子貸付制度の対象施設の追加

特定用途港湾施設の建設等に係る無利子貸付制度の対象施設として、旅客施設等を追加するものとする。

(第五十五条の七関係)

#### 第六 附則

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの

とすること。

(附則第一項関係)

二 所要の経過措置を定めるものとする事。

(附則第二項関係)

三 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、改正後の規定の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする事。

(附則第三項関係)